

精神障害者を雇用率に算定した場合の雇用率等への影響（推計）

法定雇用率

現行	1.8 %
精神障害者（ ）を算入した場合	2.0 %

実雇用率

現行	1.48 %
精神障害者（ ）を算入した場合	1.56 %

（ ）精神障害者保健福祉手帳所持者

（注）「平成 14 年患者調査」（厚生労働省）「精神障害者社会復帰サービスニーズ等調査」（平成 14 年。厚生労働省より日本精神科病院協会に委託）及び障害者雇用状況報告（平成 15 年）により推計

雇用率の推計式

法定雇用率

全体：2.01%

$$\frac{\text{身体・知的の常用労働者・失業者数} + \text{精神障害者(1)の常用労働者・失業者数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業労働者数} - \text{除外率相当労働者数}}$$

$$= \frac{64.6 \text{ 万人} + 4.9 \text{ 万人}}{3,456.0 \text{ 万人}} = 2.01\%$$

精神障害者(1)のみ：0.14%

$$\frac{4.9 \text{ 万人}}{3,456.0 \text{ 万人}} = 0.14\%$$

実雇用率

全体：1.56%

$$\frac{\text{身体・知的の常用労働者数} + \text{精神障害者(1)の常用雇用労働者数}}{\text{適用事業所の常用労働者数(除外率相当労働者数を除く)}}$$

$$= \frac{24.7 \text{ 万人} + 1.5 \text{ 万人}}{1,675.0 \text{ 万人}} = 1.56\% (2)$$

精神障害者(1)のみ：0.09%

$$\frac{1.5 \text{ 万人}}{1,675.0 \text{ 万人}} = 0.09\%$$

- 1 精神障害者・・・精神障害者保健福祉手帳所持者
- 2 精神障害者算入後の実雇用率は、平成 15 年の実雇用率(1.48%)に精神障害者の実雇用率(0.09%)を加えたものであるが、四捨五入の関係で、1.57%(1.48%+0.09%)とはならない。

(注)「平成 14 年患者調査」(厚生労働省)、「精神障害者社会復帰サービスニーズ等調査」(平成 14 年。厚生労働省より日本精神科病院協会に委託)及び障害者雇用状況報告(平成 15 年)により推計